

即決裁判手続に関する参考資料

第1 立案過程における議論等

1 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

II 国民の期待に応える司法制度

第2 刑事司法制度の改革

1 刑事裁判の充実・迅速化

(6) その他（捜査・公判手続の合理化，効率化ないし重点化のために考えられる方策）

争いのある事件とない事件を区別し，捜査・公判手続の合理化・効率化を図ることは，公判の充実・迅速化（メリハリの効いた審理）の点で意義が認められる。その具体的方策として，英米において採用されているような有罪答弁制度（アレイメント）を導入することには，被告人本人に事件を処分させることの当否や量刑手続の在り方との関係等の問題点があるとの指摘もあり，現行制度（略式請求手続，簡易公判手続）の見直しをも視野に入れつつ，更に検討すべきである。

※ 同審議会における議論で示された主な意見

- 争いのある事件と争いのない事件を区別し，前者に捜査機関や裁判所の人的物的資源を重点的に投入することにより十分かつ効果的な手続運用を実現するとともに，後者についてはできるだけ簡易・迅速に処理することを可能とする制度の在り方も考えてみる必要がある。現行の制度にも，被告人が有罪の陳述を行った場合には一定の要件の下に手続の簡略化が認められる簡易公判手続があるが，さらに進んで，被告人が有罪を自認すればそれ以後の証拠収集や立証を経ずに被告人を有罪として量刑を行うという，有罪答弁制度（アレイメント）の導入の当否が検討課題として考えられる。ただし，この制度の下では，被告人が有罪を自認した場合，証拠に基づく有罪認定によらないこととなるため，実体的真実発見の要請との関係で慎重な見方もある。
- アレイメントの導入によって簡易迅速な事件処理が可能となるという論理のみに目を奪われることなく，それによる冤罪の発生を防止するための被疑者国選弁護制度の導入や証拠の事前全面開示が行われることなどの条件整備が前提となることに留意すべきである。
- 我が国の場合，外国とは違い，法定刑にかなり幅があるため，量刑に際して様々な証拠を調べる必要があるのではないかと，また，日本人の国民感情からすると，やはり調べるべきものは調べた方がいいということになるのではないと思われることからすると，アレイメントを我が国に導入することの有効性には疑問がある。
- 我が国では，客観的な事実で被告人を有罪にするのはよいが，被告人本人

が認められたら、事実をそれ以上きちっと認定しなくとも有罪としてよいというアイデア（処分主義）そのものにまだ抵抗感が残っているという問題があるものと思われる。

2 「裁判員制度・刑事検討会」における即決裁判手続の制度案に関する議論

(1) 対象犯罪について

- 即決裁判手続の対象事件について、たたき台は、簡易公判手続と同様の制約、すなわち、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件は対象外とするのが自然という前提で作成している。
- 対象事件としては、重い事件はふさわしくなく、現行の簡易公判手続と同様の法定刑によるはっきりした枠があった方がよいであろう。

(2) 科刑制限（実刑も科し得るものとするか否かを含む。）について

- 判決内容の予想ができない制度だと、弁護人の立場としては、被疑者・被告人に積極的に利用を勧めにくい。したがって、科刑制限が必要である。
- 科刑制限を設けて、実刑を科すことはできないとすべきである。
- 即決裁判手続でも、実刑を科すことができるようにすべきである。判決が出るまで、実刑になるかもしれないという状況に被告人は真摯に向き合わざるを得ないので、感銘力も確保できるであろう。
- 科刑制限を執行猶予とすることにより、本来実刑相当の事件が即決裁判手続に流れてしまうようだとよくない。かといって、実刑を科すことができるとなると、即決裁判手続は利用されなくなるのではないかというジレンマがある。
- 科刑制限として、実刑でも1年以下くらいなら利用されるであろうが、3年以下ということになると利用されなくなるであろう。
- 執行猶予のみというのは感銘力の点で問題がある。実刑の上限を設けるというのは考えられる。

(3) 捜査段階の迅速化について

- 即決裁判手続が導入されても、同手続の対象となる事件についてもそれ以外の事件の場合と同じような捜査をする必要があり、捜査の合理化にはつながらない。
捜査の合理化のためには、検察官送致段階のような早期に起訴することができるようにするとともに、被告人が公判で否認するなどして、即決裁判手続によることが不相当となった場合には、再度の公訴提起のために必要な捜査を再びできるような制度設計にすべきである。
- 例えば、即決裁判によることの被告人の同意を公訴提起・維持の手続的要件とし、それが欠けるに至ったときは公訴棄却とするという構成を採ることは、考えられるかもしれない。
- 検察官が、最初の起訴を取り消すということでもよいであろう。
- 最初の公訴提起は維持したまま、再捜査するということでもよいのでは

ないか。

- そうだとすると、被疑者は被告人の立場のままとなり、取調べが難しくなるので、検察官にとって利用しにくい制度になるのではないか。
- 即決裁判制度が悪用されないよう、被告人又は弁護人が冒頭手続において有罪の陳述をしなかったときは、公訴を棄却して事件をもう一度捜査に戻す必要がある。自認事件と否認事件とでは証拠の組立て方が異なっており、被疑者が自認しているときは、確かな補強証拠がいくつかあれば足りるのに対し、否認事件の場合には所要の裏付け捜査が必要となる。したがって、自認事件として即決裁判手続の申立てがなされたが、公判廷で自認が覆った場合には、否認事件に必要とされる裏付け捜査をせざるを得ず、事件をいったん捜査に戻さないと、捜査が尽くされないまま公判審理が行われることになってしまい適当でない。
- たたき台の案は、科刑制限を設けることなどにより公判の合理化に資する制度となっているが、その反射効として、自白事件に必要な捜査を終えた段階で起訴される事件が増えることにより、一定程度の捜査の合理化も期待できる。捜査を真に合理化するためには、有罪陳述が取り消された場合には事件をいったん捜査に戻す制度としなければならないが、今回の制度改正でそこまでは難しいのであれば、まずはできる範囲で対処することとし、捜査の合理化は将来的な検討課題としてもらいたい。
- 捜査段階での合理化が必要なことに異論はないが、即決裁判手続を打ち切って捜査に戻すとなると、手続打切りの方法や、身柄拘束をどうするかなど、困難な問題が生じてくる。即決裁判手続の対象は、量刑に幅のない事件と想定されるが、そうした事件では、確実な証拠があったり、被疑者が現行犯逮捕されているなどして、有罪であることが明らかであって、たとえ自認が覆ったとしても、捜査にあまり影響はないのではないか。
- 対象犯罪については、主として出入国管理及び難民認定法上のオーバーステイや薬物使用が想定されているのだろうが、捜査の合理化の観点からは、万引きや単純な暴行・傷害なども対象にしないと意味がない。そして、こうした事件も対象になるとすると、被疑者が自認するかどうかによって、必要とされる証拠の構成は大きく異なってくるから、自認が覆っても捜査に影響がないとは言えない。
- 被疑者が自認しているかどうかによって、捜査事項が増えるかどうかだけでなく、捜査の密度も変わってくる。したがって、対象事件が典型的なものだから自認が覆っても捜査事項が増えるわけではなく捜査に影響しないとは言えず、捜査に戻せることが前提とならなければ必要な捜査量が大幅に減ることはない。

事件を当然に捜査に戻す制度ではなく、公訴を取り消した上、再起訴の要件を緩和するという対応も可能かもしれないが、これは将来の検討課題だろう。

第2 即決裁判手続の合憲性に関する判例

○最判平成21年7月14日刑集63巻6号623頁

「所論は、即決裁判手続において事実誤認を理由とする控訴を制限する刑訴法403条の2第1項は、裁判を受ける権利を侵害し、憲法32条に違反する旨主張する。

しかしながら、審級制度については、憲法81条に規定するところを除いては、憲法はこれを法律の定めるところにゆだねており、事件の類型によって一般の事件と異なる上訴制限を定めても、それが合理的な理由に基づくものであれば憲法32条に違反するものではないとするのが当裁判所の判例とするところである（※判例引用略）。

そこで即決裁判手続について見るに、同手続は、争いがなく明白かつ軽微であると認められた事件について、簡略な手続によって証拠調べを行い、原則として即日判決を言い渡すものとするなど、簡易かつ迅速に公判の審理及び裁判を行うことにより、手続の合理化、効率化を図るものである。そして、同手続による判決に対し、犯罪事実の誤認を理由とする上訴ができるものとする、そのような上訴に備えて、必要以上に証拠調べが行われることになりかねず、同手続の趣旨が損なわれるおそれがある。他方、即決裁判手続により審判するためには、被告人の訴因についての有罪の陳述（刑訴法350条の8）と、同手続によることについての被告人及び弁護人の同意とが必要であり（同法350条の2第2項、4項、350条の6、350条の8第1号、2号）、この陳述及び同意は、判決の言渡しまではいつでも撤回することができる（同法350条の11第1項1号、2号）。したがって、即決裁判手続によることは、被告人の自由意思による選択に基づくものであるということが出来る。また、被告人は、手続の過程を通して、即決裁判手続に同意するか否かにつき弁護人の助言を得る機会が保障されている（同法350条の3、350条の4、350条の9）。加えて、即決裁判手続による判決では、懲役又は禁錮の実刑を科すことができないものとされている（同法350条の14）。

刑訴法403条の2第1項は、上記のような即決裁判手続の制度を実効あらしめるため、被告人に対する手続保障と科刑の制限を前提に、同手続による判決において示された罪となるべき事実の誤認を理由とする控訴の申立てを制限しているものと解されるから、同規定については、相応の合理的な理由があるというべきである。

そうすると、刑訴法403条の2第1項が、憲法32条に違反するものでないことは、当裁判所の前記各大法廷判例の趣旨に徴して明らかであって、所論は理由がない（なお、所論にかんがみ記録を調べても、本件の即決裁判手続について被告人の裁判を受ける権利にかかわるような法令違反は認められない。）。」